平成２９年（フ）第１４１４号
埼玉県戸田市笹目１丁目41番地の５　ロイヤルガーデン405号室
債務者　工藤　　輝
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２２号
さいたま市見沼区大字大谷1974番地１　21―306
債務者　稲森　郁美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６５号
埼玉県八潮市大字八條2788番地15
債務者　仲亀　哲哉
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５７５号
埼玉県越谷市大字袋山2037番地１　ノジリコーポ205、旧住所埼玉県越谷市南越谷５丁目４番地６　エクレール南越谷307号
債務者　山下千津子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５７７号
埼玉県春日部市浜川戸２丁目７番地15　グリーンハイツＡ棟101
債務者　鈴木　敏彦
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
埼玉県狭山市大字東三ツ木３番地の６　グリーンシティ三樹弐番館205、前住所東京都江東区亀戸７丁目10番18―1404号
債務者　大野　　悟
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６１８号
埼玉県所沢市中新井４丁目３番12号
債務者　米塚　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１５号
千葉県東金市季美の森東１丁目４番地42
債務者　早間　洋平
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４号
千葉県大網白里市餅木144番地
債務者　中村みさと（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５５号
愛知県一宮市開明字出屋敷45番地　開信団地１棟302号
債務者　不破　孝子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０８号
福岡県飯塚市赤坂608番地19　市営新町東住宅172号
債務者　南　　大騎
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１５号
長崎県南松浦郡新上五島町太田郷1504番地５
債務者　濱﨑　雅文
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第８２号
福島県会津若松市馬場本町４番59号、前住所福島県郡山市八山田３丁目195番地の３
債務者　柏木　るり
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
茨城県那珂市菅谷2446―24　ときわ台ハイツＡ201、住民票上の住所福島県田村郡三春町字化粧坂55番地
債務者　渡邉　信二
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７９号
茨城県土浦市永国852番地７　フレックスⅡＡ102
債務者　大槻　　剛
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１３号
京都府八幡市男山香呂４番地一Ａ45―103
債務者　山崎　法子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
岡山県津山市国分寺186番地７、前住所愛媛県松山市東垣生町835番地４　プロヴァンスガーデンＢ　101号
債務者　牧　　真央
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
岡山地方裁判所津山支部